

平成 30 年 7 月 12 日

お客様 各位

信州諏訪農業協同組合

長野県 JA 信州諏訪産「セロリ」の残留農薬基準値超過について
～お詫びとお知らせ～

平素は JA 信州諏訪産商品をご愛顧頂きまして誠にありがとうございます。

当 JA から出荷した「セロリ」の一部から食品衛生法で定められている残留農薬基準を超える農薬成分が検出されたため、7 月 11 日、長野県諏訪保健所より当該食品の回収を命ぜられました。

現在、出荷先の卸売会社様より以下のとおり当該品の回収を行っております。

記

1. 対象商品：JA 信州諏訪出荷セロリの内、生産者 1 名の栽培による 116 箱
2. 形態及び内容物：ダンボール詰め（箱内合成樹脂製袋入）
3. 該当商品出荷日：平成 30 年 7 月 2 日（月）、7 月 4 日（水）、7 月 5 日（木）
4. 検出農薬成分：メトラクロール
 - (1) とうもろこしなどの栽培では使用が認められている除草剤の成分ですが、セロリの栽培には認められていません。
 - (2) 基準値 0.01 ppm 以下に対し、0.09 ppm の検出がありました。
※本人による検出農薬の使用実態はありませんでしたので、現在検出の原因については調査中です。
5. 健康への影響
今回の検出値は体重 50 kg の人が該当品を 1 日当り 54 kg ずつ一生涯食べ続けても健康に害の無いとされる値です。
6. 回収方法
出荷先の卸売会社を通じ、取引先へご案内いたします。お客様へは取引先様より周知し、回収は該当の店舗様にて行います。

回収対象のセロリについては、販売先が特定できているため、現在回収をすすめております。皆様にはご心配をおかけしておりますことを重ねてお詫び申し上げます。

今後は行政と共に原因の究明をすすめ、JA を挙げて再発防止に取り組んでまいりますので何卒よろしく願いいたします。

【お問い合わせ先】

〒391-0005 長野県茅野市仲町 2 4 番 4 号 信州諏訪農業協同組合営農部
電話 0266-71-2700（受付時間 9：00～17：00）